

# ESG 10 minutes

管理部門向けのESG情報開示・対話のニュースレター

2024年2月

(本号は2024年1月31日までの情報に基づきます)

## What's New & Update (2023/11～2024/1)

日付	主体	内容
2023年11月2日	SSBJ	サステナビリティ基準委員会を開催(11/16、11/28、12/11、12/25、1/25にも開催)
2023年11月15日、16日	ISSB	国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)がボード会議を開催(12/13-14にも開催)
2023年11月20日	GRI	IFRS財団と連携し、「サステナビリティ・イノベーション・ラボ(SIL)」を設立
2023年11月30日 -12月13日	UNFCCC	アラブ首長国連邦(UAE)にて国連気候変動枠組条約第28回締約国会議(COP28)を開催
2023年12月1日	ISSB	IFRS S1号およびIFRS S2号のキャパシティ・ビルディングのためのグローバルな推進を支援する「IFRSサステナビリティ・ナレッジ・ハブ」を設立 <a href="#">【→p.2記事】</a>
2023年12月19日	ISSB	国際的な適用可能性を向上させたSASBスタンダードの改訂版を公表 <a href="#">【→p.2記事】</a>
2023年12月27日	金融庁	「記述情報の開示の好事例集2023」を公表
2024年1月1日	EU	非財務情報開示指令(NFRD)対象企業に対する企業サステナビリティ報告指令(CSRD)の適用開始 <a href="#">【→p.2記事】</a>
2024年1月1日	ISSB	IFRS S1号およびIFRS S2号の発効 <a href="#">【→p.2記事】</a>
2024年1月22日	EFRAG	上場中小企業(SME)向けESRSおよび非上場SME向け任意報告基準の公開草案を公表
2024年1月25日	IASB、ISSB	国際会計基準審議会(IASB)とISSBが合同会議を開催
2024年1月25日	GRI	新たな項目別スタンダード「GRI 101:生物多様性2024」を公表
2024年1月29日	IESBA	サステナビリティ報告および保証に関する倫理基準の公開草案を公表

# サステナビリティ開示基準の設定に関する動向

- ・2024年1月1日にIFRSサステナビリティ開示基準(IFRS S1号およびIFRS S2号)が発効しました(\*1)。国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)は、グローバルでの基準適用を推進するためのさまざまな活動を実施しています。
- ・EUではCSRDの段階適用が始まりました。段階適用の対象を規定する企業規模については閾値が変更され、企業の報告負荷は軽減が図られています。

## 国際的な動向

### 【国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)の動向】

ISSBは、2024年1月に発効したIFRSサステナビリティ開示基準(ISSB基準)について、グローバルでの適用推進のためにさまざまな取り組みを行っており、2023年12月末までに以下の成果物を公表しています。

2023年12月1日、キャパシティビルディング(基準のための適用態勢構築)の一環として、ナレッジハブを開設しました。このナレッジハブにはIFRS財団に加え、さまざまな外部団体が開発した100以上のガイダンス、教育的資料、e-learningなどのコンテンツが掲載されています。

2023年12月14日、企業のIFRS S2号の適用を支援するために、3つの設例を含む「気候関連のリスク及び機会の自然及び社会的側面」に関する教育的資料を公表しました。日本語訳もサステナビリティ基準委員会(SSBJ)により提供されています。

2023年12月19日、SASBスタンダードの改訂版を公表しました。SASBスタンダードは米国発の業種別サステナビリティ開示ガイダンスで、IFRS S1号はSASBスタンダードへの参照を要求しています。今回の改訂は、国際的な適用性向上のための修正に限定されています。

## アジア太平洋地域の動向

**【香港】** 2023年11月3日、香港証券取引所は気候関連開示強化を求める改正上場規則の発効を2024年1月1日から2025年1月1日に延期することを公表しました。この改正規則はISSB基準に基づく気候関連開示を義務付けるものであり、ISSBから公表予定の「導入ガイド」を踏まえて規則の最終化を行うための延期となります。

**【オーストラリア】** 2023年10月、オーストラリア会計基準審議会は、オーストラリアサステナビリティ報告基準(ASRS)の最初の3つの公開草案(ASRS 1、ASRS 2、ASRS 101)を公表しました。これらは、気候関連開示に限定して、ISSB基準に基づく開示要件および参照先を定めることを提案するものです。2024年3月1日までコメントを受け付け、企業規模に応じて2024年7月1日から2027年7月1日までの間に適用を開始することが提案されています。

## 欧州の動向

EUでは、2024年1月1日から企業サステナビリティ報告指令(CSRD)が非財務情報開示指令(NFRD)対象企業に対して適用開始されました。対象企業が2025年に開示する2024年度のサステナビリティ報告は、欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)に従うことになります。CSRDは今後、企業規模等によって段階的に適用対象を広げ、2028年度には日本を含むEU域外の企業も対象とする予定です(\*2)。

EU加盟国は2024年7月6日までにCSRDを国内法化する必要があり、多くのEU加盟国が国内法化に着手しています。CSRDは、EU加盟国が国内法化する際に規定の追加や選択を認めていたため、日本企業は、拠点のあるEU加盟国の動向を注視する必要があります。

一方、2024年1月1日以後開始事業年度から、EUの会計指令における企業規模の閾値の変更を定める指令が発効しました。これは報告要件の簡素化とインフレへの対応を主な目的とするもので、企業またはグループが「大規模」に該当する場合の総資産は2,000万ユーロ超から2,500万ユーロ超に、純売上高は4,000万ユーロ超から5,000万ユーロ超に変更されるなど、閾値が全体にわたって約25%引き上げられました。閾値の変更により、100万社以上の企業において報告負荷が軽減される見込みです。なお、加盟国による国内法制化の際に閾値は調整される可能性があります。

## 国内の動向

SSBJは、日本版のS1基準およびS2基準(以下、日本基準)の開発を進めています。2023年12月25日の委員会でS1基準およびS2基準の個別論点の審議が一通り完了し(発効日と経過措置は除く)、同日の委員会から公開草案の文案についての本格的な審議が始まりました。

SSBJは、日本基準の公開草案を2024年3月末、確定基準を2025年3月末までに公表する予定です。

(\*1) 各国における基準の適用は規制当局の判断によります。

(\*2) CSRDの適用対象企業については、ESG 10 minutes Vol.7 を参照してください。

# その他刊行物と ESG 10 minutes 過去号の紹介

## CSRDへの実務対応シリーズおよびサステナビリティ情報開示に関する基準開発機関との対談シリーズのご紹介

オンデマンド配信（配信期間：2023年12月8日～2024年3月31日）

### CSRDへの実務対応シリーズ - 報告実務の解説

2025年より開示が求められるCSRD（Corporate Sustainability Reporting Directive：企業サステナビリティ報告指令）の対応に、多くの日本企業が着手し始めています。しかし、CSRD対応のプロジェクトを立ち上げたものの、ESRSの記載内容やマテリアリティに関して「実務上の取り扱いに苦労している」という声がよく聞かれます。

当セミナーでは、これらの課題解決に向けた考え方方に加え、当社が提供している支援の内容を踏まえながら、実務上の対応について解説します。また、EU域内で事業を展開する日本企業を対象に、CSRDの内容と最新の報告実務などについて説明します。

● [お申し込みはこちら](#)（申し込み締め切り：2024年3月31日 17時）

### サステナビリティ情報開示に関する基準開発機関との対談シリーズ

#### エフラグ(EFRAG 旧欧州財務報告諮問グループ)Del Prete氏対談(第4回および第5回)

本連載では数回にわたり、PwC Japan有限責任監査法人のプロフェッショナルと基準開発機関との議論の模様をお届けしています。第4回および第5回ではエフラグ(旧欧州財務報告諮問グループ)のSustainability Reporting TEG(テクニカル・エキスパート・グループ)をリードするChiara Del Prete氏に伺った内容をお届けします。

詳細は以下にて掲載中です。

- [第4回：CSRD（企業サステナビリティ報告指令）の基準開発状況に迫る](#)
- [第5回：CSRD（企業サステナビリティ報告指令）における保証と信頼性の確保](#)

※第1回～第3回は[こちらにて掲載中](#)です。

本稿と合わせて、ESG 10 minutes のバックナンバーもぜひひご一読ください。

### ESG 10 minutes Vol. 9 (2023/11) のトピック

- ・欧州サステナビリティ報告基準の公表および今後の予定
- ・サステナビリティ開示基準の設定に関する動向
- ・その他刊行物とESG 10 minutes 過去号の紹介

### ESG 10 minutes Vol. 8 (2023/8) のトピック

- ・IFRS S1号およびIFRS S2号の公表
- ・サステナビリティ開示基準の設定に関する動向

### ESG 10 minutes Vol. 7 (2023/4) のトピック

- ・「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正の公表
- ・サステナビリティ開示基準設定に関する動向
- ・EUサステナビリティ情報開示に関する規制動向

### ESG 10 minutes Vol. 6 (2023/1) のトピック

- ・「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案の公表
- ・サステナビリティ開示基準設定に関する動向

### ESG 10 minutes Vol. 5 (2022/10) のトピック

- ・サステナビリティ開示基準設定に関する動向
- ・内閣官房「人的資本可視化指針」の概要
- ・人的資本情報開示の海外動向

※全てのバックナンバーは[こちらにて掲載中](#)です。

# Fact Sheet

PwC<sup>\*1</sup>は、社会における信頼を構築し、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界151カ国に及ぶグローバルネットワークに約364,000人のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。



## 主な提供サービス

- ・ 監査およびアシュアランス
- ・ コンサルティング
- ・ ディールアドバイザリー
- ・ フォレンジック
- ・ 税務
- ・ 法務



## People

327,947人



## Locations

151カ国  
688都市

(2023年6月30日時点)

## Revenues

531億米ドル

(2023年6月30日時点)

事業分野別 総収益 (単位:百万米ドル)	FY23 (FY23為替レート)	FY22 (FY22為替レート)	増減率	増減率 (恒常為替レート)
アシュアランス	18,728	18,009	4.0%	8.9%
アドバイザリー	22,599	20,708	9.1%	13.0%
税務および法務	11,767	11,577	1.6 (7.8*)%	5.8 (12.5*)%
総収益	53,094	50,294	5.6%	9.9%

地域別 総収益 (単位:百万米ドル)	FY23 (FY23為替レート)	FY22 (FY22為替レート)	増減率	増減率 (恒常為替レート)
米州	23,535	21,336	10.3%	10.7%
アジア太平洋	10,011	9,862	1.5%	7.2%
欧州・中東・アフリカ	19,548	19,096	2.4%	10.2%
総収益	53,094	50,294	5.6%	9.9%

\* 恒常為替レートによる変動率は、米ドルの為替レートの影響を除いた現地通貨ベースの成長率を反映しています。  
2023年度の収益は、PwCの全ファームの収益を合算したもので、2023年度の平均為替レートによる米ドルで表示されています。2022年度の集計収益は、  
2022年度の平均為替レートで表示されています。総収入には、クライアントに請求した費用が含まれています2022年度の数値は、2023年度に現行のオペ  
レーションの最新事業構造を反映して更新しています。2022年度の数値は、2023年度の現在の事業構造を反映させるため修正再表示しています。  
税務および法務サービスの成長率には、2022年4月29日に分離したGlobal Mobility and Immigrationの収益が含まれています。分離した事業からの収益を  
除くと、恒常為替レートによる収益は5.8%増ではなく12.5%増、変動為替レートによる収益は1.6%増ではなく7.8%増となります。

<sup>\*1</sup> PwCとは、プライスウォーターハウスクーパース・インターナショナル・リミテッドのメンバーファームによって構成されたネットワークを意味し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人です。

本 ESG 10 minutes へのお問い合わせは、PwC Japan有限責任監査法人 サステナビリティ企画管理グループまでお問い合わせください。  
Email : jp\_aarata\_esg-mbx@pwc.com

PwCのメンバーファームが  
サービスを提供した先は、  
178,000社 +  
Fortune Global 500社中  
87%

